

# 社会福祉法人三浦市社会福祉協議会 会費問題プロジェクト答申書



**社会福祉法人三浦市社会福祉協議会**

**会費問題プロジェクト**

**三浦市総合福祉センター**

**〒238-0102**

**三浦市南下浦町菊名 1258-3**

**事務局(総務課)**

**TEL 046-888-7347**

## はじめに～会費問題プロジェクト目的

会費問題プロジェクトは、社会福祉法人三浦市社会福祉協議会（以下「三浦市社協」という。）にとって最も優良な自主財源となる「会費」に焦点をあてて、その諸問題の解決に向けて、具体的な方策を導き出すために設置された問題別委員会である。

とかく三浦市社協は、地域福祉の推進において大きな成果を上げているにもかかわらず、PR等の不足から、それが一般市民にまで浸透していないと言われている。人口（世帯）の減少は確かに会費の減に直結する。しかし、ここで注視したのは、その加入率である。都市部との比較において、その加入率は、必ずしも低位にあるとは言いが、一方で、過半数に満たない加入率に甘んじるわけにはいかない—という強い焦燥感にも駆られる。加入率を基軸とした会費の増減は、三浦市社協への信頼のバロメータとなり得るからだ。

あえて言うならば、「地域福祉」とは、とりわけ高齢者、障害者、児童の健全育成といった地域社会が抱える諸課題を、行政のみならず地域住民自らが自分たちの“生活問題”としてその解決に取り組むことにある。もとより、これを個々人の力で成し遂げることは容易ではない。故に社会福祉協議会の会員となることを通して、一定のご負担をお願いしながら、市民のみなさんと共に「福祉のまちづくり」を進めていかなければならない。

以上を本プロジェクトの根幹に据えてこの答申書に掲げた提案をおこなうものである。

▼会費問題プロジェクト委員会において検討課題としたのは以下の事項である。

- ①会員制度の意義の共有化と社会福祉協議会の性格について
- ②会費額の適正性について
- ③会員増強運動のあり方について
- ④会費徴募の仕組みについて
- ⑤自主財源を活用した地域の創意工夫による自主事業について
- ⑥会員のメリットについて

▼会費問題プロジェクト委員会は、全5回開催した。

開催月日	回数	協議内容
7月29日	第1回	会費問題プロジェクトを設置する意義について（諮問）
8月30日	第2回	現行の会費徴募の仕組みと問題点について
10月30日	第3回	①会費額の適正性について②会員増強運動のあり方について
12月11日	第4回	①会員のメリットについて②会費を活かした地域福祉事業について③会員に対するヒヤリングについて
2月26日	第5回	改革案の提示（答申）

※本プロジェクトは、三浦市社協の問題別委員会設置規定に基づいて組織された諮問機関であり、会長からの諮問に対し、その見解を整理し解決策を答申することを目的とする。

## 1 三浦市社協会員会費のあり方について

### (1) 会員制の問題

#### ① 三浦市社協の会員制の意義

社会福祉協議会では、その社団法人的(注1)な性格を裏付けるものとして、評議員会を“議決機関”として位置付け、また、“会員制”を敷いている。

このことを定款準則では、次のように説明している。

通常の社会福祉法人の場合、評議員会を諮問機関としているが、社会福祉協議会においては、その社団的な性格を踏まえて、準則はこれを次のように規定している。「法人の重要な事項について議決する機関」と位置付けることとする。(中略)会員制度は、社会福祉協議会の社団的な性格を裏づけるものとして必置のものとし、準則の記載例のとおり『置くことができる。』と規定するのではなく『置く。』と規定する。」

つまり、法人格を有する社会福祉協議会は、すべからく「会員制度」を設けなければならないということになる。

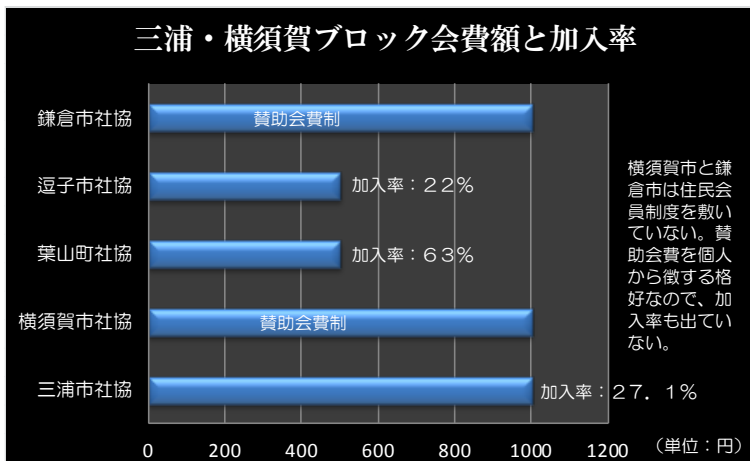
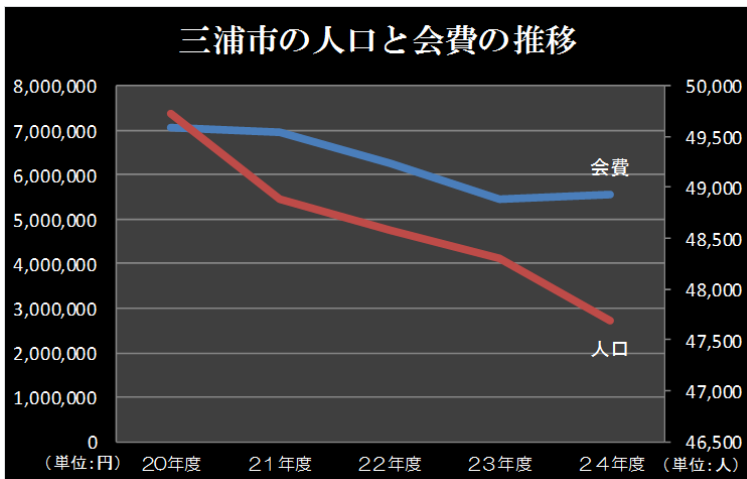
▼この会員制度は、三浦市社協が実施する事業を地域住民の参加・協力・支持によって実践するためにも必要であり、会員となることを通して、地域福祉の推進や三浦市社協が実施する事業に間接的であれ、参加することにも繋がる。ゆえに、この会員制度は、賛助会員の性格を有することになる。

▼また、一般的に会費納入によって資格・権利を生ずる社団法人の「社員(注2)」とは異なり、三浦市社協では非会員を含む全ての三浦市民を対象に、かつ、平等に各種福祉サービスを提供している。したがって、この会員会費は、地域福祉を推進する団体としての三浦市社協を「経済的」に支えるという「募金」あるいは「寄附金」的な要素が強く、会費を納める行為そのものは、芸能人やスポーツチームなどを支えるファンクラブに似ている。ゆえに、一部会員からは、会員になるメリットがない—といった声も聞かれる。

---

注1＝社団法人とは、一定の目的で構成員（社員）が結合した団体（社団）のうち、法律により法人格が認められ権利義務の主体となるもの（法人）をいう。また、それ自身が独立した単一体として存在し、活動する。

注2＝一般社団法人において「社員」とは、従業員などという意味ではなく、その法人の構成員のことであり、株式会社の株主に相当する人のことをいう。社員は、一般社団法人の最高意思決定機関である「社員総会」（株式会社の株主総会に相当）の議決権を持つことになるので、社員総会を通じて、法人の運営に関与することとなる。ちなみに一般社団法人では、社員に対する財産の分配が禁止されていることから、社員は株式会社の株主配当に相当するものを受けることはできない。こうした観点から社協の会員制度は地域住民の自覚に基づく加入を基本として整備を図る必要があり、一律・機械的なものではなく、自覚ある加入を広げる中でいわゆる「全戸加入」を目指すことが必要である。



▼そういった状況下、三浦市社協の会費は年々減少している。左上段の折れ線グラフを見てもわかるとおり、これを人口の推移と比較すると、その減少傾向はほぼ比例しながらも、会費の減少のほうが、やや緩やかであることがわかる。また、左下段の棒グラフは、近隣市町の社会福祉協議会の住民会費額とその加入率を示したものだが、横須賀市と鎌倉市に至っては、住民会員制度を敷いていない。ともあれ、会費の減少に歯止めがかからない状況であることはまごうかたなき事実であり、喫緊の課題となっている。

## 2 会員意識の醸成と三浦市社協の認知度の向上に向けて

▼各区を対象に会員制度の説明会を開いて感じることは「三浦市社会福祉協議会」という“名称”に対する認知度に比べ、その活動内容は思いのほか知られていないということである。また、会費の徴募のあり方も、これにご協力いただいている

各区毎にまちまちで、当該区によっては、区費から会費を一括拠出しているところもあり、その負担感の欠如から、三浦市社協の「会員」であるという意識を持ちにくい状況があるのではないかと。

▼三浦市社協は、長年三浦市区長会にご理解とご協力をいただき、それを基盤に地域福祉を推進してきた歴史がある。したがって、横須賀市や鎌倉市のように賛助会員制度のみに一元化することなく、今後とも住民を会員とする会員制を堅持したいところであるが、会費徴募の負担感から三浦市区長会も手放しでこれに協力しているわけではない。

▼三浦市社協では、こうした状況を打開するためホームページの開設や「社協みうら（広報誌）」の誌面構成を改善するなどの措置を講じているが、当然、自己PRにも限界がある。他方、評議員を含む役職員が“三浦市社協のスポークマン”としての役割を全うすることがより一層期待されている。

▼また、現在鋭意策定中の地域福祉活動計画の基礎資料を作成するためにおこなわれている団体ヒアリングや住民懇談会等を通して、三浦市社協の存在意義や三浦市社協の役割が地域住民に浸透することが期待されている。

▼会費の徴募方法にも関連するが、今後は、地域住民こそが三浦市社協を支える会員であるという意識を強く持てるよう、門標の貼付のみならず、個々に会員証を発行するなどの方策も検討したい。また、知名度を向上させるための戦略の保有や会員となることのメリット（注3）についても検討を要する。

---

注 3=会員のメリットとして①原則、顧問弁護士による同一案件の無料法律相談は受け付けていない。これを、会員に関しては、複数回利用できる体制をつくる②今や住民活動の拠点として認知されている“三浦市総合福祉センター”の貸館サービスであるが、現行の非営利活動に対する無償貸与を、会員を対象にした場合にのみ無償貸与にするなど変更し、また会員への優先利用を促進する③企業とのタイアップによって、会員証の提示により当該企業商品が値引きされるといった仕組みの構築④同様に三浦市とのタイアップにより、公共施設の利用減免措置—といった具体策を講じたい。但し、その場合、会員証の発行が必須条件となる。

### 3 会費徴募の現状と課題

▼現在、一般会費の徴募については、三浦市区長会に依存しており、最も多く採用されている徴募方法は、前年度会員だった世帯の名簿をもとに当該区の役員（組長、班長）が個別訪問をする—というものである。また、当該区の民生委員が徴募にあっている区もあるようだ。しかし、この手法の場合、前年度の加入名簿に依拠することになるので、新規会員の発掘に至らないばかりか、三浦市の世帯の高齢化を鑑みると先細りとなることも懸念されている。一方で、菊名区などは、区費とともに会費を集めてしまう—という手法を採用しているので、必然的に会員加入率も高くなる。また、区費から一括拠出しているケースもある。

▼滋賀県甲賀市の自治会費増額決議（増額分＝社協の会費）を無効とする大阪高裁判決（注4）もあるので、区費からの一括拠出には十分な注意を要する。住民同意のない一括拠出は違法となるからだ。今般の判決は、次のとおり解することができる。

注 4＝自治会費に募金を上乗せして徴収するとして総会決議は違法として、滋賀県甲賀市甲南町希望ヶ丘の住民男性5人が、所属する自治会を相手に、決議の無効確認などを求めた訴訟で、最高裁第1小法廷（横尾和子裁判長）は平成20年4月3日、自治会側の上告を棄却する決定をした（時事通信 2008/04/03-19:42）。これで、「徴収は思想・信条の自由（憲法19条）を侵害する」として決議を無効と認め反対住民側の逆転勝訴の二審大阪高裁判決が確定した。大阪高裁は昨年8月24日、決議による募金徴収は事実上の強制で、社会的に許容される限度を超えており、公序良俗に反すると判断し、「思想信条への影響は抽象的。上乗せ徴収には必要性、合理性がある」として一審判決を取り消した。滋賀県甲賀市甲南町の希望ヶ丘自治会（地域自治体・約940世帯）は、従来、赤い羽根共同募金や日本赤十字社への寄付金などを各世帯を訪問して任意で集めてきた。このように、この寄付金は班長・組長らが訪問して集めていたが、約940世帯ある上に高齢者も多く、各家を1軒ずつ回って徴収するのは負担が大きいこと、しかも協力を得られなかったり留守だったりするなどでより負担が重くなったため、班長になるのを避けようと休会する人もいた。そこで、集金にあたる班長・組長らの負担を解消しようと2006年3月の定期総会で、年会費6000円の自治会費に募金や寄付金など2000円分を上乗せ（増額）して徴収することを定期総会で賛成多数で決議した。▼2006年3月総会議決＝6000＋2000＝8000円（上乗せ議決）（強行徴収）その決議では、増額分の会費は、全額、地元の小中学校の教育後援会、赤い羽根共同募金会、緑化推進委員会、社会福祉協議会、日本赤十字社及び滋賀県共同募金会への募金や寄付金に充てる、としていた。これに対して、原告らは「寄付するかどうかは個人の自由」と一律徴収に反対し、翌月に「本件決議は思想・良心の自由等の侵害を理由として決議の無効確認等を求めて訴訟を起こした。▼2006年4月大津地裁に訴訟開始（決議の無効確認）。1審判決（大津地判平成18・11・27判例集未搭載）は、本件募金対象団体が政治的思想や宗教に関わるものではなく、寄付の名義は原告らではなく「希望ヶ丘自治会」であることから構成員の思想信条に与える影響は直接かつ具体的なものではなく、また負担金額も過大ではない、として本件決議が公序良俗に反しないとしていた。▼2006年11月27日大津地裁原告敗訴。これに対して、大阪高裁平成19年8月24日判決は、募金及び寄付金は、その性格上、「すべて任意に行われるべきものであり」班長や組長の集金の負担の解消を理由に、これを会費化して一律に協力を求めようとする自体、「希望ヶ丘自治会」の性格からして、「様々な価値観を有する会員が存在することが予想されるのに、これを無視するものである上、募金及び寄付金の趣旨にも反する」としました。そして、募金及び寄付金に応じるかどうかは、「各人の属性、社会的・経済的状況等を踏まえた思想、信条に大きく左右されるものであり」、会員の任意の態度、決定を十分に尊重すべきだとし、「その支払を事実上強制するような場合には、思想、信条の自由の侵害の問題が生じ得る」。▼大阪高裁原告勝訴2007年8月24日

①この判決は、社協会費等を自治会費に包含して集めること自体を違法と断じたものではない。自治会費の増額に応じなかった住民が、自治会からの脱退を強制されたことに問題があった。②市社協会費等の徴募を自治会に依頼する場合、その徴募方法が自治会に委ねられ、各自治会で承認された方法であれば、これを一括して集める方法を選択すること自体に問題はない。

但し…

※一般会員会費を徴募する際に次の点について配慮して実施することが必要である。

①住民が強制感を抱かない方法をとること。

②会費の徴募にあたる者の負担感を軽減すること（事務手続きの簡素化等）

以上を考慮しつつも、長年それぞれの地域で理解、浸透された徴募方法があるため、これを一概に否定することなく、次の点に留意しながら効率的かつ効果的な徴募の仕組みを構築することが望まれる。

①三浦市社協の会員制度に強制性はないことを十分に周知する。

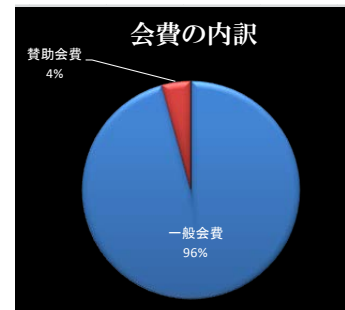
②特に自治会費一括納入方式については、当該区の総会等で十分に説明責任を果たしていただき、

区民の議決を得た上で実施していただくこと。この方式は、住民にとっては負担感の欠如（会員意識の低下）を招くため、三浦市社協は、会員意識や三浦市社協の認知度、事業への理解度の向上に努めること。

#### 4 会費問題における局内プロジェクト（ワーキングチーム）の試案

三浦市社協職員で構成する会費問題プロジェクトによる試案は次のとおり。

- 現在の一般会員は、世帯住民を対象とし、会費の徴募は三浦市区長会に依頼している。
  - 現在の区長会に依存した一般（世帯）会員制度は、徴募方法もまちまちで、制度疲労も限界を迎えたと等しい。
  - 一方で、区長会を通じて徴募される一般会費が会費収入全体の91.16%（平成24年度決算）を占めている現状を鑑みたと、財源の確保という観点からこれを廃止するという選択肢は得にくい。
  - そこで次のような手法を一つの選択肢として提案したい。
- ①区長会に依存した現行の一般（世帯）会員制度を廃止し、新たに（仮称）区長会員制度を創設する。この場合、各区長会を一つの団体会員として位置づけ、世帯数に応じて定額会費を求める。但し、「単価×世帯数」という会費設定ではなく、「単価×世帯数×65%以上」といった具合に、幅を持たせた金額設定を想定している。この制度のデメリットは、各区長会が、三浦市社協の会員となることを前提とするので、当該区が「社協の会員にならない」と議決した場合、その区から一切の会費収入が見込めないことになる。
- ②会員証の発行により、これを提示することによって、会員がなんらかの恩恵を享受できるような仕組みをつくる（注3参照）。
- ④三浦市社協では、福祉と教育の連携を念頭に評議員会には、校長会の代表にご参画いただくなどの措置を講じてきた。次世代を担う福祉マンパワーの育成は、三浦市社協にとっても重要なミッションだからである。また、神奈川県立保健福祉大学の学生らの実習やインターンシップの受け入れも積極的におこなっている。このような現状から、新たに「(仮称)学校会員制度」を新設し、「学校と三浦市社協」との緊密な連携・協働を実現する必要がある。



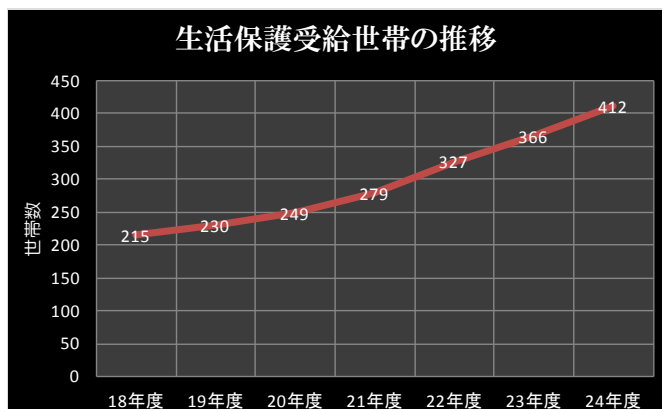
#### 5 会員増強の具体策

▼今後積極的に会員加入を働きかけるべき対象は、比率が10%に満たない（上円グラフ参照）賛助会員である。とりわけ、企業・団体に対しては、会費の納入という行為そのものが社会貢献活動に繋がることを訴え、これを「社協みうら」やホームページで積極的にPRし、会員加入意欲を促す必要があると考える。

▼これは、三浦市に限ったことではないが、高齢化の急激な進展は、特に地方で高齢化率を高めている。また、人口の都市部への集中は、世帯間所得格差を広げる大きな要因となっている。こ

の傾向は、とりわけ高齢者に顕著で、高齢化率の高い三浦市でも、この7年間で生活保護世帯が倍増している。会員増強運動において、配慮を要する課題の一つに“低所得世帯への対応”が掲げられることは必至である。

▼併せて、三浦市社協では、企業の社会貢献活動をバックアップする意図をもって、当該企業職員の福祉教育等に関与し、連携・協働の体制を構築する必要がある。少子高齢化による人口の減少によって、市場マー



ケットとしての魅力に乏しい三浦市ではあるが、会員加入企業の増に努め“企業応援団”を拡充する必要がある。もっとも、景気に左右されやすいのも企業である。これだけ不景気が続くと、途中で脱会を希望する企業も出てこよう。こうした企業を出さないためにも、会員加入が当該企業のイメージアップに繋がる広報宣伝活動となるよう（例えば当該企業の広告費程度の費用対効果が求められるよう）三浦市社協も最大限の努力をもってこれに取り組む必要がある。

▼また、会費の使途を効果的に明示する工夫も求められる。例えば、企業名を冠した事業を実施するというのもその一つ。企業のイメージアップ戦力に寄与するだけでなく、当該企業が、三浦市社協の会員となる動機付けにも繋がるからだ。

▼なお、一般会費 1,000 円、賛助会費 3,000 円という金額の適正性についても検討を要する。

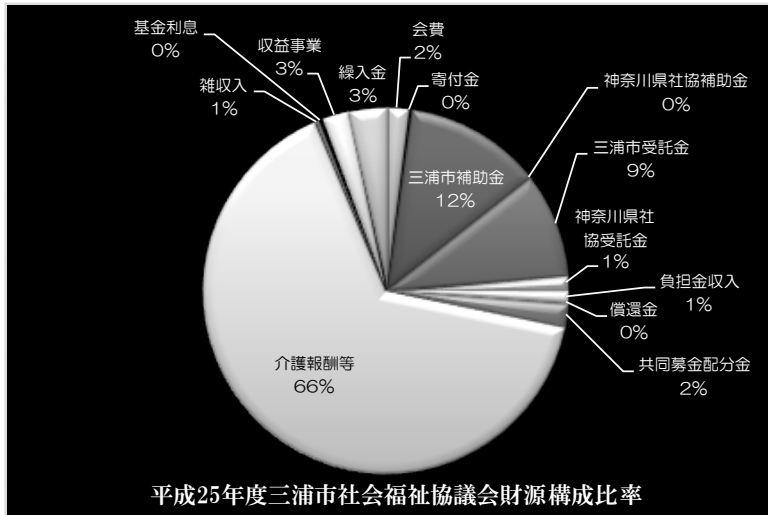
## 6 自主財源を活用した新たな事業展開

▼会費、共同募金、寄附金等の自主財源を安定的に確保しながら、三浦市社協の新たな展開に向けて、事業費の会計科目も従来の地域福祉推進事業から（仮称）会費・共同募金事業に変更するなどして、外部からも分かり易い事業運営をめざす必要がある。



## 7 三浦市社会福祉協議会会員制度に関する提言

### 【提言1－会費額に関する提言】



三浦市社協の会費は、会費という名称を用いながらも、その実態は極めて“寄付金”に近く、会費額を設定しながらも（一般会費 1,000 円）、区費から一括拠出する当該区によっては、一世帯あたりに換算すると 283 円、中には 11 円という区も存在する。強制性がなく、会費を支払う

者の意思に負うところが大きいとはいえ“会員会費”としての体を成していないことがわかる。単に加入率を高めるというのなら、会費額を引き下げること考えられるが、会員の“意識”や“自覚”を問題視するなら、これでは対症療法にすらならない。一方で、平成 25 年度予算の財源構成を見てもわかるとおり、当初予算総額に占める会費の割合は 2% 程度に留まっている。平成元年以降“事業型社協”としての歩みを続け、介護保険事業のみならず障害者支援を積極的におこなってきた結果だが、これによって社会福祉協議会にとって最も優良な財源となる“会費”に優先して、サービス事業の剰余金を地域福祉事業に還元するという「仕組み」ができあがったこともまた事実である。

しかし、社会福祉協議会の“社团的”性格を決定づける「会員制度」の原点に立ち返ったとき、やはり、その加入率を無視することはできない。中には、会費を半額にしてでも加入率を引き上げるべきだとする主張もあったが、既に「1,000 円」という会費が定着し、この金額で全戸加入を達成している区も存在することから、ここでは、原則会費は 1,000 円とし、当該世帯の経済状況なども勘案しながら「半額会費」も認めるといった折衷案を提案する。

### 【提言2－会員増強運動に関する提言】

会員増強運動に関しては、これまでの「区長会依存」の体質から脱却し、組織が一丸となってこれに取り組むよう求める。例えば、葉山町社協などは、評議員を含む役員一人ひとりがスポークスマンとなることによって、会費額が三浦市社協の半額とはいえ、加入率 6 割を誇っている。この取り組み姿勢は大いに学ばなければならない。会員増強運動を“職員任せ”にするのではな

く、役員・評議員がそれぞれの立場で地縁やその地位を最大限に発揮しているのだ。翻って三浦市社協はどうだろう。歴史的な経緯を理由に“区長会頼り”になってはいなかったか。まずは、自らがこの問題に対する強い決意と姿勢を示すべきであろう。事実、実験的にエリアを定め、区の役員（民生員）と三浦市社協の職員が共同で会員増強運動を実践したところ、思わぬ発見や効果があったとのレポートもある（巻末参考資料参照）。また、その労苦を実感する絶好の機会ともなった。とはいえ、数少ない職員で、会員増強運動全般を実践するには無理がある。だからこそ、“役職員一丸となって”これにあたる必要があるわけだが、それとて、限界はあろう。本プロジェクトの中でも「各区の区長の理解を得ることが第一」との意見が度々聞かれた。当然のことながらこの“限界”を承知したうえでの論である。それでは、その「理解」を得るにはどうしたらいいのだろうか。今までのように「呼んでいただければ、いつでも伺う」という“待ちの姿勢”ではなく、自らが積極的に各区にアプローチする“攻めの姿勢”を示すことが肝要—というのが、本プロジェクトの結論だ。まずは、当該区の区長を三浦市社協の支持（理解）者から会員増強運動を実践するコアな活動者とするのが、当該区の構成員たる市民層に理解を促す最良の手立てであり、ひいては、会員の増強を図ることができるという論法である。事実、上宮田のある区は、毎年当該区の役員（組長・班長）を対象に「社協会員制度の説明会」を設けてくださり、一定の成果をあげている。

さて、本プロジェクトの中で一際印象に残っているのが「地域福祉とは、社協だけで成し得るものではないはずだ」とする所見である。この所見、けだし名言であり、会員制度の確信をつく発言ではなかったか。異団体とも積極的に繋がりを求め、協力者となっていただくことが、地域福祉の理念の浸透に不可欠だとする主張だ。これについても、事例がある。元教育関係者の呼び掛けにより、毎年「三浦市立小中学校校長会」で、会員制度について説明する機会をいただいている。

実は、この事例も、また先の区の実例も、三浦市社協の評議員が“仕掛け人”となって実現したものである。三浦市社協の役職員一人ひとりが、地縁やその地位を最大限に活用すること—とはまさにこうした行為であり、一般の市民会員だけでなく「賛助会員」の増にも繋がる優良なモデルとなっている。こうした試みを組織が一丸となって“オール社協”で実践していかなければならない。

一方で、(仮称)「三浦市社会福祉協議会会員増強運動取り組み事例集」の発行なども検討に値すると思った（16頁にサンプルを掲載）。例えば、高い会員加入率を誇る菊名区などは、会員増強運動や共同募金への協力を通じて（年数回当該区内を個別訪問することによって）世帯間の人間関係を築いたり、高齢者世帯の状況把握や安否確認に繋げているという。このように、会員増

強運動を単なる「会費集め」として終わらせるのではなく、地域を組織化するためのツールとして活用している事例は他にもあるだろう。それを事例集としてまとめるのだ。おそらくそれは、組織内だけでなく、広く一般市民にも多くの示唆を与えてくれるに違いない。

なお、今年の1月（2014年1月）には、同じく三浦市社協の評議員でもある農協の組合長の呼び掛けにより、「三浦市農業まつり」に参加させていただいた。

もちろん、三浦市社協の役職員には、社会福祉協議会のファンを増やすための“プレゼン能力”が求められることはいうまでもない。

### 【提言3－会員特典に関する提言】

社協会員の特典(案)

NO	内 容	備 考
1	原則、顧問弁護士による同一案件の無料法律相談は受け付けていない。これを、会員に関しては、複数回利用できる体制をつくる。	要検討。
2	今や住民活動の拠点として認知されている“三浦市総合福祉センター”の貸館サービスであるが、現行の非営利活動に対する無償貸与を、会員を対象にした場合にのみ無償貸与にするなど変更し、また会員への優先利用を促進する。	要検討。
3	企業とのタイアップによって、会員証の提示により当該企業商品が値引きされるといった仕組みを構築する。	賛助会員にアプローチしてその実現の可能性を模索する。
4	同様に三浦市とのタイアップにより、公共施設の利用減免措置。	三浦市との調整を要する。社会福祉協議会の公共性を示す意味でも意義深い。
5	社協活動に対する便宜供与の功績を顕彰する。	要検討。

会員となることによって、どのような“恩恵”があるのかという「メリット論」が先行することに危惧の念を抱く。もちろん、加入希望者に対する説明のし易さや加入の促進という観点からすると、避けては通れないテーマではあるが、“互助の精神”を旨とする社会福祉協議会において、その本質を抜きにした「メリット論」には違和感を覚える。まずは、社協活動に対する理解を深める努力こそが常套であり、また、正道なのではないか。

一方で、学齢期からの福祉教育の必要性を指摘する声も多く聞かれた。学校任せにするのではなく、社会福祉協議会も積極的にこれに関与すべきだ—という論である。例えば、小中高生に夏休みの課題を与える。福祉ポスターや作文の募集だけでなく、アイデア介護用品を募ってもいいだろう。それをこの三浦市総合福祉センターに展示するのだ。子供のことなら必ず保護者はついてくる。子供だけでなく保護者もひきつける策を講じることによって、当該者に「社協活動」

に対する理解を促すのだ。社協活動の最前線であるこのセンターを訪れることによって、自ずと“福祉”に対する理解も深まるのではないか—というのである。こうした取り組みを通して、福祉に対して“真に理解のある人間”を育てることこそが重要であり、それは一朝一夕で成し得るものではない。いわゆるメリット論は、こうした地道な努力の積み重ねをおこなった、その延長線上に位置しなければならない。

本提言冒頭の表は、事務局が想定する会員特典であるが、中には対象者を限定するためその効果が期待できないものもある。一方で、提言3のような試みは、挑戦に値するかも知れない。門標の貼付が会員意識を高めるといった意見は、かねてより委員からも出されており、それを会員証の発行にまで発展させることによって、各々に会員であることの自覚を促進しようという策である。加えて、その会員証を提示することによって、会員はまさに恩恵に与ることができるというわけだ。仮に毎月29日を「福祉の日」と定めたとしよう。その日に、本会の賛助会員たる事業者と会員の間で何らかの売買がおこなわれた場合、会員は購入金額から数パーセントのキャッシュバックを得るという仕組みだ。賛同してくれる事業者（企業）が増えれば、大きなムーブメントを形成することができるかも知れない。しかし、それとて二次的な効果でしかない。主眼はあくまでも“互助精神の醸成”にあるからだ。三浦市社会福祉協議会が事業対象とするのは会員のみならず全ての三浦市民だからである。

#### 【提言4－賛助会員に関する提言】

賛助会員の増強にも力を注ぐべきである。三浦市民全戸加入を目指すという原則を根幹に据えながらも、積極的に企業・団体に対して協力を呼びかけるとともに、会員加入という行為そのものが、企業・団体のCSR（企業の社会的責任：corporate social responsibility）に繋がるのだということを広くアピールする必要がある。例えば、賛助会員の企業名を冠した事業を実施するなどすれば、寄せられた会費の使途が企業側からも一目瞭然だ。このように、企業のイメージアップに繋がるようなPR活動を展開することによって、会員意識を助長する—といった方策も検討に値する。

#### 【提言5－会費の使途に関する提言】

社会福祉法は、市町村社会福祉協議会の役割を次のように規定する。

- ①社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- ②社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ③社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- ④前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

今でいう非常にフジャジー（曖昧）な根拠規程であるが、それには理由があった。当時、厚生省社会局長だった木村忠次郎氏が著した「社会福祉事業法の解説」によると、その思惑は、社会福祉協議会の役割を纏縛するのではなく、地域の実情に応じて柔軟に対応できるよう“自由性”を与えることにあったという。社協業務に「厳密な活動領域や事業範囲を設けるべきではない」「制限列挙にならないよう配慮した」という木村氏は、極めて具体性に欠く抽象的な条文を用いることによって、社会福祉協議会活動の無限性・柔軟性を担保しようとしたわけだ。

そういった意味において、三浦市社協は、法の理念に則って活動してきたと言える。社会資源の乏しい本市にあって、自らが事業主体となることによって、不足するサービスに対するニーズを充足してきたからだ。また、こうした姿勢は、今後も堅持されなければならない。

下表は、現在三浦市社協が実施している会費や共同募金の配分金を充てた事業である。

1	肢体不自由児入浴事業
2	障害児余暇支援事業（プール・乗馬・宿泊体験・海に親しむ会）
3	紙オムツ支給事業
4	地域福祉推進モデル事業
5	法人後見事業
6	法律相談事業
7	アドバイザースタッフ配置事業
8	苦情解決事業
9	行路人援護事業
10	各種福祉教室
11	三浦市総合福祉センター運営事業
12	広報事業（「社協みうら」の発行、ホームページの開設）
13	その他

会員を増強するために、市民受けする事業を実践するというよりも、地域の環境や文化によって異なる多様な生活問題に柔軟に対応して、その問題解決を図ることに主眼をおいたものばかりである。こうした取り組みを着実に実践することこそが、社会福祉協議会のミッションだといえよう。一方で、長期的なビジョンに基づいて取り組まねばならない活動もある。その最たる例が【提言3】でも述べた“教育”である。三浦市社協には、学齢期からの福祉教育にも積極的に取り組んでいただきたいと考える。幼児期から福祉的感覚を醸成することによって、社会福祉協議会ないし地域福祉に対する理解を深めるための措置を早期に講じるよう求める。

（以 上）

# 参考資料

会費問題プロジェクト委員名簿

NO	氏名	選出区分	備考
1	熊谷 末男	老人クラブ連合会	理事
2	鈴木 寧夫	三浦市区長会	評議員
3	惣田 毅	民生委員児童委員協議会	評議員
4	大井 章一	三浦市農業協同組合	評議員
5	鈴木 明	三浦商工会議所	理事
6	平野 俊一	学識経験者	監事
7	鈴木 恒雄	学識経験者	評議員

## 三浦市社会福祉協議会会費問題プロジェクトレポート モデル地区K区による会費徴収の実態

会員加入率が減少傾向にあるK区をモデル地区として、K区による会員増強運動に三浦市社協の職員が同行し、現状の把握と課題の抽出に努めた。以下はその概要である。

### 1 モデル地区選定理由

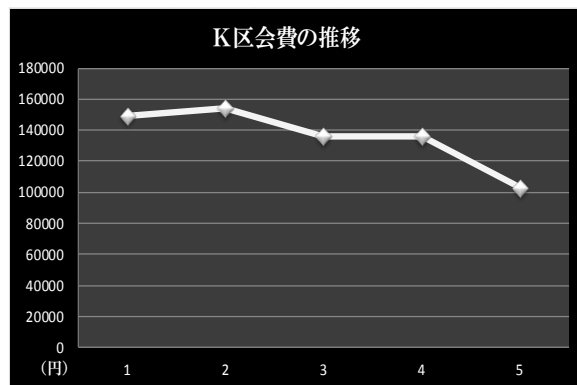
K区の会費額は年々減少する傾向にある。

平成 20 年度	149,000 円
平成 21 年度	154,000 円
平成 22 年度	136,000 円
平成 23 年度	136,000 円
平成 24 年度	103,000 円

会費の徴募は、地区担当の民生委員が当該世帯を訪問することによって実施している。

これまでK区は、民生委員を2名配置して

いたが、担い手不足から今期は1名欠員の状態。1名の民生委員も高齢で杖歩行、視力も弱く広範囲を移動するのが困難な状況にある。平成25年11月の民生委員の改選により、K区では民生委員が不在となる公算が高いことから、平成26年度以降、K区として、自主的に会員増強運動を実践することは困難との予測もある。



## 2 K区状況

平成 25 年 9 月 1 日現在

人口 816 人

世帯数 326 世帯

男性 402 人 女性 414 人

平成 22 年 10 月現在

高齢者数(65 歳以上) 304 人

高齢化率(人口にしめる 65 歳以上の割合) 37.25%

※三浦市 29% 三崎地区 34%

## 3 モデル的に会員増強運動を実施した期間

平成 25 年 10 月 21 日(月) 午後 1 時 00 分～午後 5 時 30 分

平成 25 年 10 月 22 日(火) 午前 9 時 30 分～午後 5 時 00 分

平成 25 年 10 月 23 日(水) 午前 10 時 00 分～午前 11 時 30 分

## 4 運動人員及び方法

地区担当民生委員 1 名

副区長 1 名

社協職員 3 名

区役員 1 名

※2 人若しくは 3 人 1 組で訪問。社協職員のみで訪問したケースもある。

## 5 訪問状況及び徴収結果

訪問世帯数 172 世帯

加入世帯 96 世帯(平成 24 年度 77 世帯)

未加入世帯 54 世帯

留守世帯数 18 世帯

未訪問世帯数 154 世帯

徴収金額 129,000 円

世帯加入率 29.45 %(平成 24 年度 22.65%) 三崎地区 平成 24 年度 30.49%

## 6 訪問の様子

前年度に加入した世帯の名簿に基づき、個別訪問をした。

一世帯ずつ、区役員ないし地区担当の民生委員が声をかけながら趣旨説明をおこなった。社協職員も必要に応じて会員制度の説明をおこなった。また、社協職員のみの方は、しっかりと身分

証を提示し会費の説明をした。

結果は次のとおりである。

◎区役員と訪問した際は、話が通りやすい。

◎毎年度、訪問している世帯は話が通りやすい。

◎飛び込みの訪問は区役員同行時でも、新入居世帯やアパート世帯等を中心に抵抗感が確認された。

◎K区では、今までの訪問の状況より、(加入意思の是非等)で名簿を作成していた。

◎社協職員だけで訪問した際は、身分証を提示しているにも関わらず当該世帯に不信感を抱かせ、加入を断られるケースが多かった。

◎社協職員だけで訪問した後、社協事務局に対し、今回の会費増強運動に対する苦情が寄せられた。

「詐欺や違法な訪問販売が横行している。会費の徴募は、区の役員でやってもらいたい」というものだった。

◎区役員だけの訪問だと話が長くなる傾向がある。社協職員の同行時は比較的時間が短縮できる。

## 7 加入の理由

加入の理由	加入しない理由
<ul style="list-style-type: none"><li>・これから、福祉にお世話になるから。</li><li>・今まで、介護サービスで社協にお世話になったから。</li><li>・毎年度、納めて福祉に役立ててもらいたいから。</li><li>・困ったことがあったら、たよりにしているから。</li><li>・昔から、払っているものだから。</li><li>・障害者のために役立ててもらいたいから。</li><li>・福祉にもっと頑張ってもらいたいから。</li><li>・知っているもん(区役員)が来て払わないわけにはいかない。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・とにかくいいですから。</li><li>・収入が減ってしまったから。</li><li>・年金暮らしだから。</li><li>・夫が亡くなってしまい今年から加入できません。</li><li>・お世話になっていないから。</li><li>・加入しなくても困っていないから。</li><li>・生活が苦しいから、今まで入っていたが、勘弁してもらいたい。</li><li>・社協(福祉)に関係ないから。</li><li>・最近、引っ越してきて、区にも加入しない。</li></ul>

## 8 総評

今回、K区における会員増強運動をとおして、区役員や民生委員による会員増強運動の労力と負担の大きさを改めて知ることになった。また、歴代の区役員や民生委員らが築いてきた会員増強運動に対する歴史も知ることができた。単に会費を徴募すればよいという訳ではなく、これまで積み上げてきた経験やノウハウが確かに存在し、保有する世帯情報(例:夫に先立たれ寡婦となってしまった世帯や失業中の世帯があることを逐一把握している)をもとに訪問しているという事実は、区役員や民生委員の労苦を証明する。



我々は、新規開拓の意欲をもって、名簿に頼らず飛び込みでの会員増強運動も試みたが、身分証明書の提示だけでは、なかなか理解を得ることが難しかったことも事実であり、そうした課題を顕在化できたことは大きい。

もちろん区役員や民生委員の同行がなければ、各世帯に対する情報不足もあり、今般の課員増強運動はスムーズには進まなかったろう。事実、社協職員のみで訪問勧誘した世帯からは、苦情が寄せられた。

一方で、我々が同行することにより、区役員や当該住民の三浦市社協に対する理解が僅かながらも深まったこと、地域の様子を垣間見ることができたことは、今後の活動に繋がると確信する(独居高齢者の増加や介護保険サービス情報の不足といった課題は、会員増強運動を通して得たものである)。

今回の会員増強運動について、区役員及び民生委員から謝辞を述べられる場面に遭遇した。「一緒に訪問してくれて助かりました」というのだ。お礼を言わなければならないのは、我々だというのに…。三浦市社協の会員増強運動は、こうした人々に支えられてこそ、成立するのだということに改めて感じた。

## 実践事例

前年度会員数 9 人から 10 倍の 90 人に増やして下さった区があります。黒崎区の有馬区長は、下掲のチラシを手づくりし、これを当該区民に全戸配布してくださいました。こうした地道な努力なくして、今回の会員増強は成し得なかったでしょう。「社協名」ではなく「区長名」で発行したからこそ漂うチラシの説得力に脱帽です。

### 25年度三浦市社会福祉協議会

回 覧

**年会費納付ご協力をお願い**

国果市の行政の福祉制度政策では、各種基準上カバーしきれない状態で助けを必要としているお年寄りやハンデキャップのある方たちに 皆様の愛の手助けをお願いし 市社協として下段のような救済活動に運用します。

近日中に組長さんが伺いますので、よろしくお願ひします

25年度1月27日  
黒崎区区长 有馬滋夫

平成25年度  
**会員之章**  
社会福祉法人  
三浦市社会福祉協議会

例年どうり 1軒(1口) 1000円

---

**他人ごとではない身近な福祉問題**

福祉の問題は、対岸の火事ではありません。実は、誰にとっても、とても身近な問題なのです。三浦市の老年人口比率(人口に占める 65 歳以上の人の割合)が 29% を超えているをご存知でしょうか。3. 3人に1人は高齢者ということになります。認知症介護研究・研修東京センターが自治体に対しておこなった調査によれば、高齢者に占める認知症の人の割合は、平均で 9.1% に及ぶといえます。これは、65 歳以上の高齢者 11 人に 1 人に相当します。

発達障害を含む障害者の出現率も増加傾向にあり、皆で支えあわなければ、とても成り立たない時代を迎えているのです。

**会費でおこなっている事業**

こうした地域的な事情を背景に三浦市では、市民の皆様からの会費で様々な事業をおこなっています。社会福祉協議会の場合、その社協の性格から会員制を敷くことが定められており、社会福祉法人にあって唯一、行政職員の理事としての参画が認められています。それだけ公共性の高い団体だと言えるでしょう。



- 寝たきり高齢者に紙おむつを支給
- 肢体不自由児の入浴サービス
- 障害児の余暇支援
- 認知症高齢者の小規模デイサービス開設と支援
- 災害緊急時援護
- 三浦市総合福祉センター運営費(一部)
- 広報活動(「社協みうら」やホームページの開設)
- 法人運営事業

これまでに初声地区の方は、次のサービスをご利用されています。

- ▼介護予防のケアマネジメントサービス
- ▼高齢者のデイサービス
- ▼身体障害者のデイサービス
- ▼小規模多機能型居宅介護サービス
- ▼紙おむつの支給
- ▼児童デイサービス
- ▼肢体不自由児入浴サービス
- ▼弁護士による法律相談
- ▼車いすのまま乗れるリフト付きバスによる通院
- ▼一級建築士による住宅改造
- ▼福祉サービスの利用援助事業
- ▼就労継続支援事業
- ▼小口生活資金の貸付

etc...

## 社会福祉法人三浦市社会福祉協議会 会員規程

社会福祉法人三浦市社会福祉協議会会員規程を、次のとおり定める。

### (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三浦市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）定款第19条の会員について定めることを目的とする。

### (会員の種類)

第2条 本会の会員は、一般会員及び賛助会員とする。

### (一般会員)

第3条 一般会員は、本会の活動に賛同し、本会の活動に参加する個人とする。

### (賛助会員)

第4条 賛助会員は、本会の趣旨に賛同し、本会の事業に要する経費を賛助する法人または団体（以下「団体等」という。）及び自らの団体等の構成員に対して前条に掲げる一般会員への加入を働きかける次の各号に掲げる団体等とする。

- (1) 市区長会
- (2) 市民生委員児童委員協議会
- (3) 更生保護関係団体
- (4) 社会福祉施設
- (5) 社会福祉を目的とする団体及び事業者
- (6) 社会福祉に協力する団体等
- (7) その他、本会の趣旨に賛同する団体等

### (会 費)

第5条 会員は、次の区分により毎年度会費を納入しなければならない。

- (1) 一般会費 1口 1,000円
- (2) 賛助会費 1口 3,000円

### (退 会)

第6条 会員は、次に掲げる場合退会したものとする。

- (1) 会員から申し出があった場合
- (2) 会員としての資格を失った場合

(3) 死亡した場合

**(除 名)**

第7条 会員が本会の名誉を汚し、又は目的に反する行為があった場合は、理事会の承認を得て退会させることができる。

2 前項の退会させる場合は、文書をもってその旨を当該会員に通知しなければならない。

第8条 前2条により退会した会員の既納会費は、返戻しないものとする。

**(委 任)**

第9条 この規程の施行に必要な事項は、会長が別に定める。

**附 則**

1 この規程は、平成7年4月1日から施行する。

2 社会福祉法人三浦市社会福祉協議会会員規程（昭和51年4月）は、これを廃止する。

3 社会福祉法人三浦市社会福祉協議会会費規程（昭和51年4月）は、これを廃止する。

**附 則**

1 この規程は、平成12年2月25日から施行する。

**附 則**

1 この規程は、平成14年2月14日から施行する。

**附 則**

1 この規程は、平成20年1月29日から施行する。

平成24年度社協会費納入状況

平成26年2月19日

	地区名	世帯数	会員数 (世帯数)	口数	金額	前年度実績	差引増減	世帯数 加入率	口数 加入率
1	日の出	180	39	83口	83,000円	80,000円	3,000円	21.67%	46.11%
2	入船	90	20	20口	20,000円	20,000円	0円	22.22%	22.22%
3	仲崎	129	38	83口	83,000円	83,000円	0円	29.46%	64.34%
4	花暮	112	51	51口	51,000円	47,000円	4,000円	45.54%	45.54%
5	海南	70	23	23口	23,000円	24,000円	-1,000円	32.86%	32.86%
6	上橋	46	19	68口	68,000円	76,000円	-8,000円	41.30%	147.83%
7	西野	60	32	68口	68,000円	71,000円	-3,000円	53.33%	113.33%
8	宮城	120	34	34口	34,000円	46,000円	-12,000円	28.33%	28.33%
9	西浜	43	30	30口	30,000円	36,000円	-6,000円	69.77%	69.77%
10	白石	284	201	201口	201,000円	216,000円	-15,000円	70.77%	70.77%
11	海外	340	77	103口	103,000円	136,000円	-33,000円	22.65%	30.29%
12	尾上	115	37	37口	37,000円	30,000円	7,000円	32.17%	32.17%
13	東岡	740	159	190口	190,000円	193,000円	-3,000円	21.49%	25.68%
14	諏訪	171	3	3口	3,000円	4,000円	-1,000円	1.75%	1.75%
15	向ヶ崎	310	189	189口	188,500円	211,500円	-23,000円	60.97%	60.97%
16	田中	192	151	151口	151,000円	164,000円	-13,000円	78.65%	78.65%
17	通り矢	57	34	51口	51,000円	51,000円	0円	59.65%	89.47%
18	宮川	497	125	125口	125,000円	125,000円	0円	25.15%	25.15%
19	原	1,285	421	421口	421,000円	440,000円	-19,000円	32.76%	32.76%
20	金原	106	30	30口	30,000円	30,000円	0円	28.30%	28.30%
21	金原西	100	33	33口	33,000円	30,000円	3,000円	33.00%	33.00%
22	諸磯	1,350	142	217口	217,000円	253,000円	-36,000円	10.52%	16.07%
23	小網代	1,010	373	373口	373,000円	416,000円	-43,000円	36.93%	36.93%
24	油壺若草	440	33	33口	33,000円	60,000円	-27,000円	7.50%	7.50%
25	城ヶ島	196	158	158口	158,000円	116,000円	42,000円	80.61%	80.61%
<b>三崎地区合計</b>		<b>8,043</b>	<b>2,452</b>	<b>2,775口</b>	<b>2,774,500円</b>	<b>2,958,500円</b>	<b>-184,000円</b>	<b>30.49%</b>	<b>34.50%</b>

地区名	世帯数	会員数 (世帯数)	口数	金額	前年度実績	差引増減	世帯数 加入率	口数 加入率
一般会費合計	16,982	4,640	5,039口	5,038,500円	5,223,250円	-184,750円	27.32%	29.67%
賛助会費合計		26	258	263,600円	40,000円	223,600円		
その他		22	269	257,000円	184,000円	73,000円		

<b>平成23年度会費合計</b>		<b>4,688</b>	<b>5,566口</b>	<b>5,559,100円</b>	<b>5,447,250円</b>	<b>111,850円</b>		
-------------------	--	--------------	---------------	-------------------	-------------------	-----------------	--	--

	地区名	世帯数	会員数 (世帯数)	口数	金額	前年度実績	差引増減	世帯数 加入率	口数 加入率
1	上宮田第1	888	254	254口	254,000円	244,750円	9,250円	28.60%	28.60%
2	上宮田第2	910	302	302口	302,000円	313,000円	-11,000円	33.19%	33.19%
3	上宮田第3	601	125	125口	125,000円	125,000円	0円	20.80%	20.80%
4	上宮田第4	540	50	50口	50,000円	50,000円	0円	9.26%	9.26%
5	上宮田第5	465	30	30口	30,000円	30,000円	0円	6.45%	6.45%
6	上宮田第6	180	17	17口	17,000円	4,000円	13,000円	9.44%	9.44%
7	上宮田第7	312	30	30口	30,000円	37,000円	-7,000円	9.62%	9.62%
8	上宮田第8	100	30	30口	30,000円	30,000円	0円	30.00%	30.00%
9	菊名	538	442	442口	442,000円	450,000円	-8,000円	82.16%	82.16%
10	金田	505	310	310口	310,000円	310,000円	0円	61.39%	61.39%
11	松輪	465	10	29口	29,000円	0円	29,000円	2.15%	6.24%
12	毘沙門	60	17	17口	17,000円	22,000円	-5,000円	28.33%	28.33%
13	大乘	56	52	52口	52,000円	42,000円	10,000円	92.86%	92.86%
<b>南下浦地区合計</b>		<b>5,620</b>	<b>1,669</b>	<b>1,688口</b>	<b>1,688,000円</b>	<b>1,657,750円</b>	<b>30,250円</b>	<b>29.70%</b>	<b>30.04%</b>

	地区名	世帯数	会員数 (世帯数)	口数	金額	前年度実績	差引増減	世帯数 加入率	口数 加入率
1	引橋	210	17	17口	17,000円	16,000円	1,000円	8.10%	8.10%
2	三戸谷戸上	160	50	50口	50,000円	50,000円	0円	31.25%	31.25%
3	三戸北								
4	三戸神田								
5	黒崎	183	9	9口	9,000円	52,000円	-43,000円	4.92%	4.92%
6	下宮田神田	254	57	57口	57,000円	7,000円	50,000円	22.44%	22.44%
7	入江	271	30	30口	30,000円	30,000円	0円	11.07%	11.07%
8	飯森	450	45	45口	45,000円	45,000円	0円	10.00%	10.00%
9	飯森中	164	13	13口	13,000円	17,000円	-4,000円	7.93%	7.93%
10	沓形	345	5	5口	5,000円	8,000円	-3,000円	1.45%	1.45%
11	元屋敷	59	11	22口	22,000円	22,000円	0円	18.64%	37.29%
12	和田の里	264	119	119口	119,000円	125,000円	-6,000円	45.08%	45.08%
13	矢作	114		口	0円	19,000円	-19,000円	0.00%	0.00%
14	赤羽根	350	27	65口	65,000円	56,000円	9,000円	7.71%	18.57%
15	竹の下	175	16	16口	16,000円	12,000円	4,000円	9.14%	9.14%
16	高円坊東	53	42	42口	42,000円	44,000円	-2,000円	79.25%	79.25%
17	高円坊西	124	53	61口	61,000円	75,000円	-14,000円	42.74%	49.19%
18	三崎口仲田	143	25	25口	25,000円	29,000円	-4,000円	17.48%	17.48%
<b>初声地区合計</b>		<b>3,319</b>	<b>519</b>	<b>576口</b>	<b>576,000円</b>	<b>607,000円</b>	<b>-31,000円</b>	<b>15.64%</b>	<b>17.35%</b>



---

**会費問題プロジェクト答申書**

編集人＝出口道夫 発行人＝川崎喜正

社会福祉法人三浦市社会福祉協議会

三浦市総合福祉センター

〒238-0102

三浦市南下浦町菊名 1258-3

事務局（総務課）

TEL 046-888-7347

---